

取締役会決議により一任を受けた代表取締役による報酬の決定と善管注意義務

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成30年9月26日
【事件番号】 平成30年(ネ)第2636号
【事件名】 損害賠償等請求控訴事件(コーシン役員報酬に係る株主代表訴訟控訴事件)
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 会社法847条1項・361条・330条・355条、民法644条
【掲載誌】 金判1556号59頁、資料版商事416号120頁

LEX/DB 文献番号 25561837

事実の概要

補助参加人(以下「Z」という。)は、船舶、航空機、自動車等の部品等の製造販売と輸出入等を目的とする株式会社であり、東証1部に上場されている。Y₁(原審被告、被控訴人)は、平成20年2月から平成29年1月までの間、Zの取締役兼代表取締役を務め、平成29年1月に同社の取締役を辞任した者である。Y₁の平成26年11月期(第113期。平成25年12月1日から平成26年11月30日までの事業年度)の報酬等の総額が決定される経緯等は次のとおりである。

(1) Zは、平成25年5月、フランス共和国法人であり自動車部品製造販売業者であるValeo社のアクセスメカニズム部門事業を約171億円で譲り受けた(以下「本件買収」という。)。同事業は、Z内部においてはUAM事業と呼ばれていた。

(2) 平成26年1月14日、Zの第653回取締役会が開催され、取締役の報酬改定の件について審議がされた。管理本部から、本件買収に伴う取締役の役割の劇的な変化や責任の飛躍的増大その他諸般の事情を勘案し、取締役の報酬総額を従前の10億円以内から50億円以内に増額する議案が審議された。Y₅は賛成の意見を述べたが、反対する取締役らもあり、同議案は否決された。平成26年1月28日、Zの第654回取締役会が開催され、取締役の報酬額改定の件について、前回の議論を踏まえて審議がされ、報酬額の総額を30億円以内に増額する議案(以下「本件議案」という。)を本件株主総会に付議することが可決承認された。そして、本件株主総会は、平成26年2月27日開催され、本件議案のとおり取締役の

報酬総額を30億円以内とするとともに、各取締役への具体的な配分を取締役に一任することが決議された(以下「本件株主総会決議」という。))。

(3) 本件株主総会の終了後間もなく、Zの取締役であるY₁ないしY₅ら(以下「Y₅ら」という。)を含む7名の取締役が出席して、Zの第656回取締役会が開催され、各取締役が受けるべき報酬額の決定はY₁に一任する旨の決議がされた(以下「本件取締役会決議」という。)。Y₁は、本件取締役会決議の後、本件役員報酬素案を作成した。同素案では、平成26年11月期におけるY₁の報酬は、基本報酬が7億7,500万2,000円、同年3月支払分の賞与が15億円、平成27年2月支払分の賞与が3億3,000万円(合計26億0,500万2,000円)とされており、取締役の報酬額の総額は28億4,996万6,700円とされていた。Y₁以外の取締役(以下「Y₂ら」という。)は、平成26年3月6日、本件役員報酬素案について協議を行い、平成26年11月期におけるY₁の特別手当は3億円にとどめ、報酬総額は14億円程度とするのが妥当であるとの結論に達し(以下「本件協議」という。)、Y₂は、この結論をY₁に伝えた。これらの経過を踏まえ、Y₁は、本件取締役会決議に基づき、平成26年11月期の自身の取締役としての報酬額を14億0,500万2,000円(その内訳は、基本報酬7億7,500万2,000円、賞与3億3,000万円、特別手当3億円)と定めた(以下「本件報酬決定」という。)。Y₁の報酬額は、平成25年11月期に比べると5億7,100万円余を上回る額であった。

Zの株主であるX(原審原告、控訴人)が、Zの平成26年11月期におけるY₁の報酬額が平成25年11月期(第112期)の8億3,400万円から

5億7,100万円増額されて合計14億0,500万円と定められたことについて、Yらには善管注意義務違反等があり、これにより、Zが上記増額分の損害を被ったなどと主張して、Yらに対し、会社法423条1項および847条3項に基づき、連帯して、Zに上記増額分およびこれに対する遅延損害金を支払うよう求め株主代表訴訟を提起した。原審は、Xの請求をいずれも棄却した¹⁾。本件は、この控訴審である。

判決の要旨

Zにおいては、本件株主総会決議により、取締役の報酬額の総額を30億円以内にするともに各取締役への具体的な配分を取締役会に一任することが定められ、本件取締役会決議により、各取締役の具体的な報酬額の決定はY₁に再一任すると定められたことが認められるところ、上記各決議により、Y₁に対し、総額30億円の範囲内で各取締役の具体的な報酬額の決定を再一任すること自体は、会社法361条1項に反するわけではないと解するのが相当である（最高裁昭和30年（オ）第177号同31年10月5日第二小法廷判決・裁判集民事23号409頁参照）。

もっとも、このような再一任を容認すると、本来、会社の取締役会ないしその構成員である取締役が果たすべき代表取締役の業務執行の監視監督の機能が働かない状況の下で、再一任を受けた代表取締役は自らの報酬額まで決めることになることを考慮すると、取締役会から各取締役の報酬額の決定を再一任された取締役は、具体的な報酬額を決定するにあたり、他の職務を遂行する場合と同様、善管注意義務（会社法330条、民法644条）及び忠実義務（会社法355条）を尽くす必要があり、これらの義務に違反して会社に損害を与えたときは損害賠償義務を負うと解するのが相当である。

判例の解説

一 本判決の位置づけ

本件は、株主総会の決議により各取締役の報酬額の決定を一任された取締役会が、これをさらに代表取締役に再一任した事例において、報酬額の決定にあたり当該代表取締役に善管注意義務違反があったか、他の取締役に善管注意義務違反ない

し監視義務違反があったかが問題となったものである。

各取締役の報酬額の決定を代表取締役に再一任できるかに関しては、代表取締役の監督を担う取締役会制度の趣旨から問題となるが、本判決が引用するように判例はこれを認めていた。本判決もこれを踏襲する²⁾。また本判決は、原審判決を引用し、株主総会で承認された報酬額の総額の枠内で報酬が決定された場合であっても、具体的報酬額の決定につき取締役の善管注意義務違反が問題となることがあるとした。

これらは報酬規制に関する近時の議論に照らしても注目されるところである。本稿では、再一任を受けた代表取締役を取り巻く問題について検討する。

二 報酬額決定に関する代表取締役への再一任の可否

取締役の報酬額は、定款または株主総会の決議により定めなければならない（会社361条1項）。ところが実務上は、株主総会の決議では、報酬の上限を定めるにとどめ、その範囲内での具体的配分は定めないことが多いとされる。報酬規制の趣旨が、いわゆるお手盛り防止にあることに鑑みると、報酬額の決定を取締役会等へ無条件に一任することは許されないが³⁾、取締役全員の報酬総額または最高限度額を定め、その具体的な配分を取締役会等の決定に委ねることは、適法であると解されている⁴⁾。

さらに、取締役会の決議により特定の取締役にこれを再一任することができるか。伝統的には、社長に決定を一任する例が多いとされる。前述のとおり判例も、このような取扱いを適法としている。学説上、消極的な見解もあるが⁵⁾、再一任は会社法361条に違反しないとするのが通説とされる⁶⁾。

再一任にあたっては、取締役全員の同意を要するとの見解も有力であるが⁷⁾、報酬額の決定は業務執行事項であるから、取締役会の過半数で足りるとの見解が多数とされる。

三 報酬額の決定と取締役の善管注意義務

1 報酬額の決定について取締役は善管注意義務を負うか

本判決は、原審を引用し、取締役会から各取締

役の報酬額の決定を再一任された取締役は、具体的な報酬額を決定するにあたり、善管注意義務および忠実義務を負うとする。

これは、再一任を受けた代表取締役が他の取締役の報酬を決定することにより、他の取締役による代表取締役に対する監督機能の低下が懸念されること、さらに当該代表取締役が自らの報酬額を決定できることを問題とするものと思われる。

学説も株主総会の決議により報酬等の総額または最高限度を定め、各取締役に対する具体的な配分の決定を取締役会の決議に一任した場合、各取締役は善管注意義務・忠実義務を尽くしてその決定を行わなければならないとされる⁸⁾。確かに、報酬額の決定は株主の自主的な判断に委ねられている⁹⁾。しかし、株主総会が各取締役の報酬額等の決定を取締役会に一任する趣旨が、各取締役の職責・能力を勘案した上で各人に相当な報酬額を決定することを委託するものである点に鑑みると、不相当な報酬等を決定した取締役には善管注意義務違反・忠実義務違反があるとする¹⁰⁾。これを敷衍するならば、取締役会の決議により再一任された特定の取締役（代表取締役）は、各取締役の報酬額の決定につき、善管注意義務・忠実義務を負うこととなる。

2 善管注意義務違反の有無と判断基準

Xは、原審・控訴審で、本件報酬決定が著しく不合理な内容であることを理由に、Y₁に善管注意義務違反があると主張していた¹¹⁾。これに対して、Yらは、株主総会で承認された報酬額の総額の枠内で報酬が決定された場合において、取締役の善管注意義務違反が問題になることがあるとしても、その判断にはいわゆる経営判断の原則が適用されると主張していた。

本判決は、原審判決を引用し、「本件報酬決定に至る判断過程やその判断内容に明らかに不合理な点がある場合を除き、本件報酬決定を行ったことについて善管注意義務違反により責任を負うことはない」と解するのが相当であるとした¹²⁾。

その根拠として、③各取締役の業績や活動実績をどのように評価し、当該取締役に対してどの程度の報酬を支給すると決定するかといったことは極めて専門的・技術的な判断である上、こうした評価・決定により、取締役をどのように監督しあるいは取締役にインセンティブを付与するかと

いった判断自体、会社の業績に少なからず影響を与える経営判断であるから、取締役会ないしそこから再一任を受けた代表取締役はそうした評価・決定をするにつき広い裁量を有するものと解されること、④取締役が上記の評価・決定にあたり適切に権限を行使したか否かは、基本的には、株主総会における取締役の選任・解任の過程を通じて、株主が決すべきものであることを挙げる。

各取締役に対する報酬額の相当性や、取締役として必要な人材確保の可能性などは、取締役会が判断すべき業務執行の問題であるとの指摘もあるが¹³⁾、いわゆる経営判断原則の適用があるかについては、議論の余地もある¹⁴⁾。

一任決議により株主総会から委託を受けた取締役会は、その趣旨を踏まえて報酬額を決定しなければならない。その際には、各取締役の業績や活動実績の評価が必要である。取締役の報酬等を経営者に対する監督・インセンティブ付与の仕組みと捉える見解¹⁵⁾からは、これらの評価および各取締役に対する報酬額決定については取締役会に広い裁量を与えられる必要があるとされる¹⁶⁾。代表取締役に対する再一任を許容するならば、再一任を受けた代表取締役も裁量を有することとなる。

もっとも、取締役会および代表取締役は、その裁量を逸脱することは許されない。そして、裁量権が付与された前提となる要件を欠くか著しく不合理な判断・決定がなされた場合は、これを逸脱するものとされるだろう。報酬額の決定についてみると、その特性から、判断の内容が著しく不合理であるか否かを判断することに困難が伴う。そこで、判断の過程について審査し、そこに著しい不合理がなければ判断内容についても著しい不合理があるとはいえないだろうということになるのではない。

裁判所は、原審判決を引用し、本件報酬決定に至る判断過程やその判断内容に明らかに不合理な点があるということではできなとした。すなわち、本件協議では15億円を支給する場合のZのリスクを踏まえてなされていること、協議の結果報酬総額を14億円程度とするのが妥当であるとの結論に沿った本件報酬決定がなされていること、特別手当の金額の妥当性等を十分検討した上で、Zの業績が前年度を上回るという平成26年11月期（第113期）の業績予想を踏まえて本件報酬決

定を行っており、業績予想も不相当とはいえないことを指摘する。さらに、Y₂らが本件協議時に、平成26年11月期(第113期)の当期純利益が具体的にどの程度になるかについて把握していなかった可能性があり、同期の最終決算が赤字になることは予想できなかったことに加え、被控訴人Y₁の功績等を評価してY₁の報酬を増額するという判断が明らかに不合理であるとはいえないとする。

四 むすび

前述のとおり、取締役の報酬等を経営者に対する監督・インセンティブ付与の仕組みと捉える見解が有力に主張され、会社法上の規律としても、取締役の報酬等がそのような手段として適切に機能するものとなるような見直しが必要ではないかという議論もなされてきた¹⁷⁾。代表取締役に対する再一任について、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」(平成31年1月16日決定)は、公開大会社である監査役会設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会は「報酬等の決定方針」の内容として決定しなければならないとしている¹⁸⁾。

また、このような近時の議論を踏まえると、取締役の報酬を低額に抑えることが最善の判断とはいえない。取締役の職務内容や業績に応じて適正に報酬額を決定する必要がある¹⁹⁾。他方、たとえば株主総会決議により報酬総額が決定された後、取締役の員数が半減したにもかかわらず、漫然と1人あたりの報酬額を増額するような場合は、裁量を逸脱するものとされることもあろう²⁰⁾。そうすると、善管注意義務違反が問題となりうる場合があることを示す本判決は支持できる。

仮に善管注意義務違反が認められた場合の損害額はどうか。Xは「Y₁の報酬額の前年度からの増額分」と主張している。この点について報酬決定をした取締役が善管注意義務に違反したものとされとしても、決定された報酬額の全部が不合理であり会社の損害であるということにはならないとの指摘がある²¹⁾。前述のとおり、判例は報酬の相当性について裁判所は関与しないという立場をとる。このため損害額をどのように算定するのかについては、問題が残るのではないだろうか。

この点を踏まえると、「取締役が……適切に権

限を行使したか否かは、基本的には、株主総会における取締役の選任・解任の過程を通じて、株主が決すべき」ということになるだろう。

●—注

- 1) 東京地判平30・4・12資料版商事416号128頁。原審の評釈として、弥永真生・ジュリ1520号(2018年)2頁、伊藤靖史・商事2178号(上)(2018年)4頁、商事2179号(下)(2018年)19頁。
- 2) このほかの裁判例として、東京地判昭44・6・16金判175号16頁。
- 3) 最二小判昭39・12・11民集18巻10号2143頁。
- 4) 最三小判昭60・3・26裁判集民144号247頁(判タ557号124頁)。
- 5) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(6)』(有斐閣、1987年)391頁[浜田道代]、伊藤靖史『経営者の報酬の法的規律』(有斐閣、2013年)268~269頁。
- 6) 伊藤・前掲注1)(上)14頁(注9)、阿部一正ほか『条解会社法の研究12(別冊商事250号)』(商事法務研究会、2002年)37頁[森本発言]。
- 7) 大隅健一郎=今井宏『会社法論 中巻(第3版)』(有斐閣、1992年)166頁、171頁注5)。
- 8) 味村治=品川芳宣『役員報酬の法律と実務(新訂第2版)』(商事法務研究会、2001年)78頁。
- 9) 最二小判平15・2・21金判1180号29頁参照。
- 10) 落合誠一編『コンメンタール会社法8』(商事法務、2009年)165頁[田中亘]。
- 11) Xは、本件報酬決定が株主の意思に反することも主張しているが、本判決は原審判決を引用し、この主張を退けている。
- 12) アパマンショップ株主代表訴訟事件判決(最一小判平22・7・15判時2091号90頁)の判断枠組みとの比較について、伊藤・前掲注1)(下)20~21頁。
- 13) 龍田節=前田雅弘『会社法大要(第2版)』(有斐閣、2017年)92頁。
- 14) 「本判決の解説コメント」金判1556号49頁。
- 15) 伊藤・前掲注5)120頁、264頁。
- 16) 伊藤・前掲注1)(下)20頁。
- 17) 「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(平成30年2月)第2部「第1 取締役等への適切なインセンティブの付与」参照。
- 18) 要綱案第2部「第1 取締役等への適切なインセンティブの付与 1 取締役の報酬等 (1) 報酬等の決定方針」および「部会資料28-2 部会資料27からの変更点等に関する説明」参照。
- 19) 阿部ほか・前掲注6)11~12頁[稲葉発言]参照。
- 20) 味村=品川・前掲注8)78頁、落合・前掲注10)166頁[田中亘]。
- 21) 伊藤・前掲注1)(下)23頁。

神奈川大学教授 木下 崇